平成22年5月18日 行政刷新会議

独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて

以下の項目に該当する事業については、下記に述べる方針に沿って、各府省において、横断的に徹底した事業の見直しを行い、その結果を平成22年度予算の今後の執行及び平成23年度概算要求に反映すること。

なお、これに伴い必要となる制度改正や組織改正については、各 府省において所要の対応を行うこと。

1. 保有資産の抜本的見直し

(1) 不要資産の国庫返納

今回の事業仕分けにおいて、独立行政法人が保有する必要性の 低い資産(資本金、剰余金、職員宿舎等の福利厚生施設等)が散 見されたことから、独立行政法人が保有する資産について、当該 独立行政法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障 のない限り、国への返納等を行う。

(2)事務所等の見直し

独立行政法人の支所等として、東京事務所、海外事務所、研修施設等を設置している場合があるが、当該独立行政法人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等の措置を行う。

(3)施設と事業規模との再整理

上記(1)(2)の検証に当たっては、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、施設の保有や賃借は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める。

2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し

(1) 事業実施主体の見直し

民間で実施可能な業務や民営化が可能な収益事業からは撤退するなど、独立行政法人の業務は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定するよう、所要の措置を講じる。

(2) 重複排除・事業主体の一元化等

研究開発関係の事業をはじめとする各独立行政法人が行う事業のうち、他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、優先度、効果等を勘案して事業主体のあり方や重点化等を検討し、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携を図る。

(3)取引関係の見直し

今回の事業仕分けにおいて、各独立行政法人から関係法人に対して不透明な形で発注している例が散見されたことから、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底、関係法人の利益剰余金の国庫等への納付など、関係法人との取引関係について抜本的見直しを行う。

(4) 自己収入の拡大

国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間から

の寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。

3. 組織管理(ガバナンス)の強化

(1) 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)

コスト縮減を念頭に、人件費を含む予算の執行管理等、法人経営全般にわたる管理運営の適正化について見直しを行う。

(2) 事業の審査、評価

各法人における事業の内部審査や評価について、法人内部限りで自己完結させず対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。